

けんぽたより

volume **20**
2011 夏号

三井住友海上健康保険組合

平成23年度

被扶養配偶者および任継者健診のご案内

被扶養配偶者および退職後の任意継続者を対象とする健診は、昨年度と同様「ウェルネス・コミュニケーションズ(株)」(ウェルネス社)に委託し実施します。

ぜひ、この機会にご受診いただき、ご家族の健康管理にお役立てください。

スケジュール

- 1 ご自宅宛のダイレクトメールを8月18日(木)から順次発送し、8月22日(月)の週には、お手元に届く予定です。
- 2 予約申込の受付は、8月22日(月)から平成24年1月31日(火)健診受診期間は、9月5日(月)から平成24年2月29日(水)までです。
★7月1日以降に任意継続被保険者、被扶養者になり、健診を希望される方、DMをなくされた方は、11月1日(火)までに健保組合に依頼してください。

予約申込のしかた

予約申込については、「健診予約センター(フリーダイヤル)に電話で申込み」に加え「インターネット(パソコン・携帯から)」でも予約ができます。詳細は、ダイレクトメールのご案内をご確認ください。

費用

ご案内の項目を受診する場合は、健保組合が全額負担いたします。

※40歳以上の配偶者以外の被扶養者の方で、特定健康診査を受診したい方は、健保ホームページをご覧ください。



特定健診と特定保健指導について

平成20年度より、40～74歳の加入者に対する「特定健康診査・特定保健指導」が高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、すべての健保組合へ義務付けられました。導入の趣旨は、「健康診断と保健指導」を通じて、メタボリックシンドローム該当者・予備群を抑制し、高齢化社会における医療費増加に歯止めをかけようとするものです。

また、この仕組みの実効確保のため、平成24年度からは各健保組合等の取組み成果(健康診査実施率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率の3要素)が国により評価され、当該健保組合の後期高齢者支援金に対して±10%の幅で加算・減算(当健保組合では±2～3億円に相当)が行われることになっています。当健保組合としまし

ても、この法制化を受け健診制度を整備するとともに、健診結果に基づく保健指導にも着手しております。特定保健指導を希望される方、健康管理センターまたは健保組合から指導実施の案内があった方は、積極にご参加ください。

平成22年度の健診受診率(40歳以上)は、概算で現役社員98%、家族等65%、合計86%であり、国の定めた必要な水準約80%(当健保組合の独自目標82%)を達成しています。

この家族健診の中心的な制度が、今回ご案内する「被扶養配偶者および任継者健診」で既に多くの方にご利用いただいておりますが、特に40歳以上で未受診の方はぜひご利用ください。

★任継者健診＝任意継続被保険者とその被扶養配偶者の方を対象とした健診のことです。